

議事3号 神戸電鉄栗生線利用促進活動補助金交付要綱の一部改正について

1 目 的

平成27年度に協議会の部会として設置した「神戸電鉄栗生線利活用方策検討委員会」からの施策の提案（フィーダーバスの充実及び大規模イベントとの連携）を推進するため、現行の補助対象事業に、「栗生線各駅とイベント、講演会等の会場を結ぶ無料シャトルバスの運行」を追加することで、イベント等の主催者が栗生線各駅から会場までの無料シャトルバスを運行しやすくし、イベント等における栗生線の利用を促進する。

※ ゴルフ、テニス等の大会イベントについては、各種法人（公益財団法人、会社法人等）が主催者となることが考えられることから、補助対象事業者をNPO法人のみに限定せず、法人全般に拡大する。

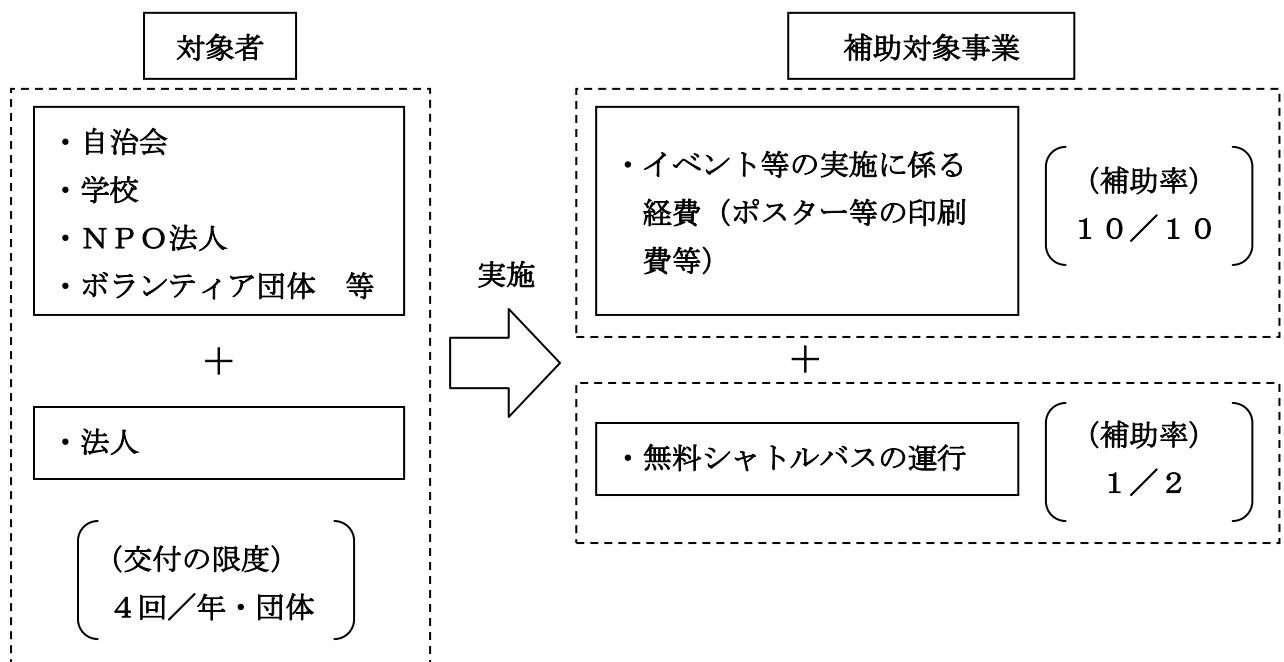
また、無料シャトルバスの運行については、「団体等の宣伝又は営利を目的としたものでないこと」とする補助要件を不問とする。

2 補 助 率

無料シャトルバスの運行については、経費の1/2以内
 (従来からの補助対象事業については、引き続き、経費の10/10以内)

3 補助交付限度

補助対象を法人全般に拡大することから、「4回/年・団体」の補助交付限度を新たに設定



神戸電鉄栗生線利用促進活動補助金交付要綱 新旧対照表

旧	新
<p>(主旨)</p> <p>第1条 この要綱は、沿線地域の自治会や学校、<u>NPO法人</u>、ボランティア団体、及びその他の自主活動団体等（以下「団体等」という。）が、<u>神戸電鉄栗生線</u>（以下「栗生線」という。）の利用促進等に資する事業を実施する場合に、神戸電鉄栗生線活性化協議会（以下「協議会」という。）が、これを支援するため、事業の実施に要した経費の全部又は一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(主旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>神戸電鉄栗生線</u>（以下「栗生線」という。）沿線地域の自治会、学校、<u>法人</u>、ボランティア団体その他の自主活動団体等（以下「団体等」という。）が、栗生線の利用促進等に資する事業を実施する場合に、神戸電鉄栗生線活性化協議会（以下「協議会」という。）が、これを支援するため、事業の実施に要した経費の全部又は一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、団体等が実施する事業の<u>内</u>、<u>以下の各号すべての要件</u>に該当し、かつ協議会が認めたものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(ア)</u> 栗生線の利用が見込める施設・場所（例えば、栗生線駅舎及びその駅前広場）等で実施するイベント・講演会・駅美化活動・フリーマーケット等</p> <p><u>(イ)</u> 前号以外の場所で行う栗生線の利用を前提としたイベント・講演会等</p> <p>(2) 補助対象事業において次に掲げる活動が行われること</p> <p><u>(ア)</u> チラシ等広告物による当該補助対象事業の募集告知</p> <p><u>(イ)</u> 「栗生線サポーターズくらぶ」のチラシほか協議会制作物の配布、掲示等</p> <p>(3) <u>国・県・市町または民間</u>を含めた各種補</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、団体等が実施する事業の<u>うち</u>、<u>次に掲げる各号全ての要件</u>に該当し、かつ協議会が認めたものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>ア</u> 栗生線の利用が見込める施設、場所（例えば、<u>栗生線駅舎</u>及びその駅前広場）等で実施するイベント、<u>講演会</u>、駅美化活動、<u>フリーマーケット</u>等</p> <p><u>イ</u> 前号以外の場所で行う栗生線の利用を前提としたイベント、<u>講演会</u>等</p> <p><u>ウ</u> <u>栗生線各駅とイベント、講演会等の会場を結ぶ無料シャトルバスの運行</u></p> <p>(2) 補助対象事業において次に掲げる活動が行われること。</p> <p><u>ア</u> <u>チラシ等</u>の広告物による当該補助対象事業の募集告知</p> <p><u>イ</u> 「栗生線サポーターズくらぶ」のチラシほか協議会制作物の配布、掲示等</p> <p>(3) <u>国、県、市町</u>又は民間を含めた各種補助団</p>

<p>助団体等の補助金を受けて行うものでないこと</p> <p><u>(4) 団体等の宣伝又は営利を目的としたものでないこと</u></p> <p><u>(5) 他の団体等を補助することを目的としたものでないこと</u></p> <p><u>(6) 専ら団体等の維持運営を目的としたものでないこと</u></p> <p><u>(7) 広く一般に公開されており、かつ特定の団体・個人を対象とするものでないこと</u></p> <p><u>(8) 政治活動、宗教活動等に係るものでないこと</u></p> <p><u>(9) 暴力行為又は迷惑行為を伴う恐れがないこと</u></p> <p><u>(10) 団体等の構成員に「粟生線サポーターズくらぶ」の会員が含まれていること</u></p>	<p>体等の補助金を受けて行うものでないこと。</p> <p><u>(4) 団体等の宣伝又は営利を目的としたものでないこと。ただし、第1号ウに掲げる事業についてはその限りでない。</u></p> <p><u>(5) 他の団体等を補助することを目的としたものでないこと。</u></p> <p><u>(6) 専ら団体等の維持運営を目的としたものでないこと。</u></p> <p><u>(7) 広く一般に公開されており、かつ特定の団体、個人を対象とするものでないこと。</u></p> <p><u>(8) 政治活動、宗教活動等に係るものでないこと。</u></p> <p><u>(9) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれがないこと。</u></p> <p><u>(10) 団体等の構成員に「粟生線サポーターズくらぶ」の会員が含まれていること。</u></p>
<p>(補助金)</p> <p>第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の<u>内</u>、1事業につき10万円を上限とする。この場合において、当該上限を超える部分及び補助対象の経費として認められない費用は、団体等の負担とする。</p> <p>2 前項の規定に<u>関わらず</u>、利用促進効果が高く、協議会が特に必要と認めたものについては、補助金の額の上限を1事業につき20万円とすることができる。</p>	<p>(補助金)</p> <p>第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の<u>うち</u>、1事業につき10万円を上限とする。この場合において、当該上限を超える部分の<u>費用</u>及び補助対象の経費として認められない費用は、団体等の負担とする。</p> <p>2 前項の規定に<u>かかわらず</u>、利用促進効果が高く、協議会が特に必要と認めたものについては、補助金の額の上限を1事業につき20万円とすることができる。</p> <p>3 補助率は補助対象事業に要する経費の<u>10/10以内とするが、第2条第1号ウに掲げる事業については1/2以内とする。</u></p> <p>4 補助金の交付は、1団体につき各年度4回を限度とする。</p>
<p>(交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、事業を実施する前に補助金申請書兼収</p>	<p>(交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、事業を実施する前に神戸電鉄粟生線利</p>

<p>支予算書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて協議会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に関する企画書等 ・団体等の構成員の「栗生線サポーターズくらぶ」会員証の写し 	<p><u>用促進活動補助金交付申請書兼収支予算書</u>（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて協議会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業内容に関する企画書等 (2) 団体等の構成員の「栗生線サポーターズくらぶ」会員証の写し
<p>(交付決定及び通知)</p> <p>第5条 協議会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合には、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該団体等に通知する。</p>	<p>(交付決定及び通知)</p> <p>第5条 協議会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合には、<u>神戸電鉄栗生線利用促進活動補助金交付決定通知書</u>（様式第2号）により、当該団体等に通知する。</p>
<p>(協議会名および本補助の表示)</p> <p>第6条 <u>第5条</u>の通知を受けた団体等は、成果品や事業の実施を告知する印刷物等に、協議会の名称及び<u>この</u>補助金の交付を受けた旨を表示しなければならない。</p>	<p>(協議会名及び本補助の表示)</p> <p>第6条 <u>前条の規定による</u>通知を受けた団体等は、成果品や事業の実施を告知する印刷物等に、協議会の名称及び<u>当該</u>補助金の交付を受けた旨を表示しなければならない。</p>
<p>(実績報告)</p> <p>第7条 前条の通知を受けた団体等は、補助対象事業が終了した日の翌日から起算して1箇月以内に<u>実績報告書兼収支精算書</u>（様式第3号）を協議会に提出し、その実績を報告しなければならない。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第7条 前条の<u>規定による</u>通知を受けた団体等は、補助対象事業が終了した日の翌日から起算して1箇月以内に<u>神戸電鉄栗生線利用促進活動補助金事業実施報告書兼収支精算書</u>（様式第3号）を協議会に提出し、その実績を報告しなければならない。</p>
<p>(補助金額の確定及び通知)</p> <p>第8条 協議会は、<u>第6条</u>の報告があったときは、その内容を審査の<u>うえ</u>、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第4号）により、当該団体等に通知するものとする。</p>	<p>(補助金額の確定及び通知)</p> <p>第8条 協議会は、<u>前条の規定による</u>報告があったときは、その内容を審査の<u>上</u>、補助金の額を確定し、<u>神戸電鉄栗生線利用促進活動補助金額確定通知書</u>（様式第4号）により、当該団体等に通知するものとする。</p>

<p>(補助金の交付)</p> <p>第9条 前条の通知を受けた団体等は、補助金請求書(様式第5号)を協議会に提出し、補助金の交付を受けるものとする。</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第9条 前条の<u>規定</u>による通知を受けた団体等は、<u>神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金</u>請求書(様式第5号)を協議会に提出し、補助金の交付を受けるものとする。</p>
<p>(交付決定の取消または変換)</p> <p>第10条 補助対象事業の実施内容及び実施結果が交付決定時と異なる場合、<u>又は</u>補助金を目的外に使用した場合、協議会は交付決定を取り消すとともに、既に補助金が交付されていた場合には、その全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>(交付決定の取消<u>又は</u>変換)</p> <p>第10条 補助対象事業の実施内容及び実施結果が交付決定時と異なる場合又は補助金を目的外に使用した場合、協議会は交付決定を取り消すとともに、既に補助金が交付されている場合には、その全部又は一部を返還させることができる。</p>
<p>(その他)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 本制度の補助金交付決定通知等の事務取扱は、三木市まちづくり部交通政策課(神戸電鉄粟生線活性化協議会事務局)、神戸市住宅都市局計画部計画課、小野市総合政策部交通政策グループ、<u>神戸電鉄株式会社鉄道事業本部企画部</u>が行うものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 本制度の補助金交付決定通知等の事務取扱は、三木市まちづくり部交通政策課(協議会事務局)、神戸市住宅都市局交通政策部公共交通課、小野市総合政策部交通政策グループ<u>及び</u>神戸電鉄株式会社鉄道事業本部企画部が行うものとする。</p>

※ は変更箇所を示す。

神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神戸電鉄粟生線（以下「粟生線」という。）沿線地域の自治会、学校、法人、ボランティア団体その他の自主活動団体等（以下「団体等」という。）が、粟生線の利用促進等に資する事業を実施する場合に、神戸電鉄粟生線活性化協議会（以下「協議会」という。）が、これを支援するため、事業の実施に要した経費の全部又は一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、団体等が実施する事業のうち、次に掲げる各号全ての要件に該当し、かつ協議会が認めたものとする。

(1) 粟生線の利用啓発及び利用促進に寄与する事業で次に掲げるもの

ア 粟生線の利用が見込める施設、場所（例えば、粟生線駅舎及びその駅前広場）等で実施するイベント、講演会、駅美化活動、フリーマーケット等

イ 前号以外の場所で行う粟生線の利用を前提としたイベント、講演会等

ウ 粟生線各駅とイベント、講演会等の会場を結ぶ無料シャトルバスの運行

(2) 補助対象事業において次に掲げる活動が行われること。

ア チラシ等の広告物による当該補助対象事業の募集告知

イ 「粟生線サポーターズくらぶ」のチラシほか協議会制作物の配布、掲示等

(3) 国、県、市町又は民間を含めた各種補助団体等の補助金を受けて行うものでないこと。

(4) 団体等の宣伝又は営利を目的としたものでないこと。ただし、第1号ウに掲げる事業についてはその限りでない。

(5) 他の団体等を補助することを目的としたものでないこと。

(6) 専ら団体等の維持運営を目的としたものでないこと。

(7) 広く一般に公開されており、かつ特定の団体、個人を対象とするものでないこと。

(8) 政治活動、宗教活動等に係るものでないこと。

(9) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれがないこと。

(10) 団体等の構成員に「粟生線サポーターズくらぶ」の会員が含まれていること。

(補助金)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費のうち、1事業につき10万円を上限とする。この場合において、当該上限を超える部分の費用及び補助対象の経費として認められない費用は、団体等の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用促進効果が高く、協議会が特に必要と認めたものについては、補助金の額の上限を1事業につき20万円とすることができる。

3 補助率は補助対象事業に要する経費の10/10以内とするが、第2条第1号ウに掲げる事業については1/2以内とする。

4 補助金の交付は、1団体につき各年度4回を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、事業を実施する前に神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金交付申請書兼収支予算書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて協議会に提出しなければならない。

(1) 事業内容に関する企画書等

(2) 団体等の構成員の「粟生線サポーターズクラブ」会員証の写し

(交付決定及び通知)

第5条 協議会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合には、神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該団体等に通知する。

(協議会名及び本補助の表示)

第6条 前条の規定による通知を受けた団体等は、成果品や事業の実施を告知する印刷物等に、協議会の名称及び当該補助金の交付を受けた旨を表示しなければならない。

(実績報告)

第7条 前条の規定による通知を受けた団体等は、補助対象事業が終了した日の翌日から起算して1箇月以内に神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金事業実施報告書兼収支精算書（様式第3号）を協議会に提出し、その実績を報告しなければならない。

(補助金額の確定及び通知)

第8条 協議会は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金額確定通知書（様式第4号）により、当該団体等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた団体等は、神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金請求書（様式第5号）を協議会に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消又は返還)

第10条 補助対象事業の実施内容及び実施結果が交付決定時と異なる場合又は補助金を目的外に使用した場合、協議会は交付決定を取り消すとともに、既に補助金が交付されている場合には、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

2 本制度の補助金交付決定通知等の事務取扱は、三木市まちづくり部交通政策課（協議会事務局）、神戸市住宅都市局交通政策部公共交通課、小野市総合政策部交通政策グループ及び神戸電鉄株式会社鉄道事業本部企画部が行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月5日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年8月〇日から施行する。